

大阪、東京、中研、四日市、福岡、仙台、札幌、石労本部

石労支部、石原テクノ(株)、石原バイオサイエンス(株)、石原鉱産(株)、石原酸素(株)、

石原エンジニアリングパートナーズ(株)

2022 年 3 月 1 日

被保険者 各位

石原産業健康保険組合
理事長 西山 良夫



規程変更に関する件

表記に関しまして、令和 4 年 1 月 24 日に開催された第 165 回組合会で提案した規程変更を東海厚生局長へ認可申請し、認可されましたので、次の通り公告いたします。

1. 規程 2 1. 「石原産業健康保険組合体育館運営規程」

体育館撤去に伴い削除

2. 規程 2 2. 「健康被保険者証管理規程」

第2条の1項保管責任者の変更

第8条の1項保存期間の見直し。

第8条の2項の決裁者の変更

(保管責任者)

第 2 条 被保険者証の保管責任者は、理事長又は常務理事とする。

(無効証及び廃棄処分)

第 8 条 被保険者資格喪失当の事由により回収した被保険者証又は書損となった被保険者等は無効表示を行い処分とする。

2 被保険者証の廃棄は、理事長又は常務理事の決裁を経て処分とする。(新旧条文対照表ご参照)

添付資料

新旧条文対照表

附則

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

以上

<添付資料>

新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
(省略) (保管責任者) 第2条 被保険者証の保管責任者は、<u>理事長又は常務理事</u>とする。 (省略) (無効証及び廃棄処分) 第8条 被保険者資格喪失等の事由により回収した被保険者証又は書損となった被保険者証は<u>無効表示を行い処分とする。</u> 2 被保険者証の廃棄は、<u>理事長又は常務理事</u>の決裁を経て処分するとする。 附 則 (施行期日) <u>この規程は、令和4年3月1日から施行する。</u>	(省略) (保管責任者) 第2条 被保険者証の保管責任者は、<u>常務理事又は事務長</u>とする。 (省略) (無効証及び廃棄処分) 第8条 被保険者資格喪失等の事由により回収した被保険者証又は書損となった被保険者証は無効表示を行い<u>1年間保存後、</u>処分とする。 2 被保険者証の廃棄は、<u>常務理事又は事務長</u>の決裁を経て処分するとする。